

1 市町村社会福祉協議会への支援について

(3) 市町村社会福祉協議会の計画策定に関する支援

経緯又は現状・課題

市町村社会福祉協議会については、地域福祉の推進役として一躍を担ってきたが、市町村合併・財政難・福祉制度の改革等、行政を取り巻く状況の変化に大きく影響され、存在意義が問われている。

行政側からの視点において、市町村社会福祉協議会に期待される機能・役割、及び実施している事業の位置付けが不明瞭であり、パートナーシップも不充分であるため、市町村のスタンスを再確認する段階にある。また、県においても、社会福祉協議会に対する考え方方が統一されておらず、地域福祉の推進機関である社会福祉協議会のあり方に対する統一見解を持つ必要がある。

財政面を分析すると、公的な支援を受けている面と、民間活動という二面性があり、既存部分の整理も含めて、今後の方針性を検討する必要がある。

今後、公的な支援を継続的に確保するためには、市町村が策定する「地域福祉計画」、及び市町村の計画と連動する市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」において、市町村社会福祉協議会の役割を明確化する必要がある。ただし、社会福祉協議会自体も、存在意義を明確にするための担保として、地域住民のニーズに対応した先駆的事業・セーフティネット機能を積極的に推進する必要がある。

【宮城県内の地域福祉計画等策定状況】 (69市町村)

	基準年度	策定済	策定中	予定あり	予定なし
地域福祉計画	H16	4	3	22	40
地域福祉活動計画	H15	13	19	16	21(不明3含)

平成18年度以降、改正介護保険法においては、地域密着型のサービスが創設され、障害者自立支援法においても、市町村単位の計画策定が義務付けとなり、より地域での福祉サービスの充実が課題となるが、基本となる市町村の地域福祉計画が未整備では、核となる部分が欠け、多様なニーズに対応できない。

提案する内容

宮城県内の福祉計画の策定が遅れているため、県から市町村に対して指導・助言する。ただし、市町村社会福祉協議会と市町村の、対等な関係（パートナーシップ）を基本とするよう、地域福祉計画策定・地域福祉活動計画等について、両者の協働により策定し、市町村社会福祉協議会の位置付けを明確化させる。

（具体的な検討には県社協職員が参加することも可能）

その他・根拠法令等

社会福祉法 改正介護保険法 障害者自立支援法

市町村地域福祉計画の策定状況～「地域福祉に関するアンケート調査」県資料より

市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定状況～県社協調べ